

## 独立国家共同体姉妹都市提携事業(TACIS)の概要

注：「欧州連合における姉妹都市提携」，(財)自治体国際化協会, CLAIR REPORT NUMBER 182 (March 10, 1999)による

### ○目的

安定した民主的な社会の実現。そのための効率的な地方行政の実施。

### ○実施原則

民主主義の普及。人権の尊重、民主的な選挙制度の創設。効率的な地方自治体組織の形成。地方分権の促進。

### ○実施主体

欧州連合の地方自治体。世界姉妹都市連合開発(C. U. Development)が専門家派遣、研修生受け入れ等技術面でこれに協力する。世界姉妹都市連合開発は世界姉妹都市連合の附属機関として1989年に設立され、南北間で地方分権型技術協力を行っている。

### ○対象

独立国家共同体12か国及びモンゴルの地方自治体、教育機関、非政府機関、民間企業。

### ○実施方法

(ア)情報及び研究成果の提供

(イ)政策に関する協議

(ウ)技術・知識の移転

(エ)職員の研修

独立国家共同体の各地方自治体から2～5人程度が研修生として選ばれ、姉妹提携先の欧州連合の地方自治体で12週間程度の研修を受ける。受け入れ地方自治体の専門家が講師を務める。

さらに、自分の自治体において 8 週間程度の実地指導を欧州連合の専門家から受ける。このように、双方の地方自治体が組になって一つのプロジェクトを実施する。

#### ○実施プロジェクト

具体的な実施プロジェクトは、独立国家共同体の必要性和、欧州連合側の協力可能性に基づいて決定される。優先度の高いプロジェクトは、次の通りである。

(ア) 国営企業の民営化

(イ) 農業振興

(ウ) エネルギー、水資源開発、運輸、通信

(エ) 原子力安全

(オ) 行政改革

(カ) 社会保障

(キ) ごみ処理、環境保護

実施する事業は基本的な部分だけで、関連する産業基盤の構築や、大規模な機械の供与等を行われない。また、研修もその事業の実施に必要な最小限度のものに限られる。

#### ○費用分担

欧州連合側の負担額は事業費の 80%。残りは、援助を受ける独立国家共同体側が負担する。独立国家共同体の地方自治体も費用を負担することによって、この事業は共同事業となり、実施方法の協議が行われ、結果についても共同で責任を持つことになる。

#### ○監督

欧州連合の地方自治体が所属する国の関係機関が、事業の実施を監督する。

#### ○結果

これまでに実施された事業は 65。欧州連合側自治体で関与した専門家は約 2,000 人である。特に関心の高い分野は、ごみ処理、水道敷設、社会保障政策である。

欧州連合は、本件事業を実施するため、1991年から1997年までの間、32億エキユの支出を行った。予算の割当を事業分野別に見ると原子力の安全、環境保護が24%と最も多く、行政改革、社会保障・教育訓練(16%)、国営企業の民営化(14%)がこれに続いている。

#### ○事業の現状

独立国家共同体姉妹都市提携事業は、1998年以来修正が加えられ、早期に成果を上げるため、双方の地方自治体間で行われる研修事業の参加人員は2~5人、実施期間は10~15週間程度に短縮された。対象事業も、都市計画、ごみ処理、環境保護、経済発展、社会政策に加えて、緊急に対処が必要な麻薬取り締まり、化学兵器の破壊と平和利用への転換が加わった。さらに、民主主義と人権尊重の原則が破られる場合には、援助を停止するという新しい条件も付けられている。

#### ○将来計画

独立国家共同体姉妹都市提携事業は、2000年に事業の改革を行い、民主主義の育成の他、投資の促進も目標に掲げる。特に、ロシア・ウクライナ以外の国々への投資を促進するため、予算の25%をこれに充てる予定である。2000年~2006年の予算は、40億ユーロが見込まれている。

#### 対南米、アジア諸国

南米及びアジアの開発途上国に対し、欧州連合は、開発援助及び経済協力を1970年代以降行っている。対象は地方の公的・私的機関で、開発援助、経済協力事業実施のための助成金供与の形をとっている。

南米諸国に対しては、1996年以来URB-ALプログラムとして、双方の地方自治体間で会議、研修を通して、知識や技術の移転を図る分権型協力事業を開始した。

アジア諸国に対しては、Asia Urbsプログラムとして、1997年以来、社会・経済開発や、民主主義及び人権を強化するための事業を重点的に実施している。実施主体は地方自治体で、地域に根ざした小規模な事業を先導的に行い、その成果を徐々に拡大する方式をとっている。

## 欧州連合加盟国地方自治体の国際交流協力のための法整備

欧州連合加盟国地方自治体は、発展途上国との経済技術協力援助を行うことが法律により認められている。主要国における法整備状況は、次の通りである。

### ○ドイツ

世界平和は南北間の対話、文化交流、経済・技術協力によって強化されるとして、200の地方自治体が、発展途上国の地方自治体と姉妹都市提携関係を有している。地方自治体のうち州や市は、独自に外国地方自治体との国際交流協力を行うことが法律により認められている。町村については、教会、非政府機関、企業等民間組織と共同で事業を実施することが義務づけられている。事業内容は、地方行政に関する情報・知識の提供、技術指導、資材供与等であり、人権の尊重、政策決定過程への住民の参加促進が目標とされる。

### ○英国

地方自治体による開発途上国援助は、地方自治法(海外援助)が1993年に制定され、それまでの事実上の黙認から法的に正式に承認されることとなった。その目的は、発展途上国での民主的な地方自治の育成であり、警察、税関等職員の訓練、民主的選挙支援のための技術移転や資材供与が中心となる。実施は、地方自治体が非政府機関や他の市民、民間団体と連携して行う。

### ○フランス

地方自治法の改正(1982年)により、地方自治体は開発協力省、大蔵省からの財政的支援を受けて、独自に南北間技術協力を行うことが認められた。事業としては教育・文化関係のプロジェクトが多く、実施に際しては外務省やその他関係省と協議することが義務づけられている。現在では地方分権型国際協力を助長するため、地方自治体及び広域行政組織が、権限の範囲内で外国の地方自治体等と協定を結ぶ例が増えている。

\*各国の状況についてのコメントは、CLAIR REPORTより抜粋